

ペットの売買契約に係る紛争事件

報 告 書

平成24年7月

宮城県消費者被害救済委員会

目 次

第 1	紛争事件の概要	
1	当事者	1
2	紛争の概要	1
3	審議及びあっせんの経過	1
第 2	あっせんの概要	
1	当事者の主張	2
2	専門家からの意見聴取	3
3	当事者からの事情聴取の概要	3
4	審議・あっせんの経過	4
第 3	紛争に関する考察	
1	本件契約における問題点	5
2	一般社団法人全国ペット協会のペット販売契約書（犬猫用）における担保責任について	8
3	ペット販売の適正化に向けた他の提案	9
	おわりに	10
	(資料)	
	・ 申立人 A ペット売買契約書	11
	・ 申立人 B ペット売買契約書	12
	・ 全国ペット協会ペット販売契約書（犬猫用）	13
	・ 宮城県消費者被害救済委員会の処理経過	16
	・ 宮城県消費者被害救済委員会の委員名簿	17
	・ 消費生活条例（抜粋）	18

第1 紛争事件の概要

1 当事者

(1) 申立人（消費者）

ア 30歳代の女性

イ 50歳代の男性

(2) 事業者 ペットショップ（法人）

2 紛争の概要

（申立人アの事案）

X市に所在する事業者の店舗で購入した子犬が購入翌日に下痢・嘔吐した。動物病院でパルボウイルス感染症の疑いがあると診断され、快復するまでの治療費が12万円余りかかった。事業者に治療費を請求したが、怒鳴られるなどして対応されない。

（申立人イの事案）

Y市に所在する事業者の店舗で購入した子犬が体調を崩し、翌々日には動物病院でジアルジア原虫に感染していると診断されて入院した。しかし、数日後に死亡したため、事業者に対して犬の代金の返還と治療費の支払いを求めたが、応じられない。

3 審議及びあっせんの経過

平成23年12月9日付けでこの紛争の解決を宮城県知事から付託された宮城県消費者被害救済委員会は、速やかな紛争解決を図るため、同日にあっせん調停部会を設け、審議・あっせんを開始した。

以降、3回に渡って同部会で審議・あっせんを行ったが、当事者間に合意の成立が困難であると認められたため、あっせんを打ち切った。

第2 あっせんの概要

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

(申立人ア)

事業者から犬を購入した時、犬の健康状態について何も言われなかった。

死んだときに交換する保険が3万円であると言われたが、入院補償がないということから、入らなかった。

契約書はその場で読ませられず、内容の説明もなかった。後で読むと事業者によりなことがばかり書いてある。

購入した翌日には発症し、動物病院ではパルボウイルスに感染しており、ペットショップで感染した可能性が高いと言われた。

治療費12万円余りを支払ってもらいたい。

(申立人イ)

事業者から犬を購入した時、犬の健康状態について何も説明がなかった。

犬は、購入した当日からぐったりとしていた。動物病院ではジアルジア原虫に感染している、店からもらってきたのではないかと言われた。

犬が死んだため、事業者に犬の代金返金と治療費の支払いを求めたところ、3万円で保障特約を付けていたため、新しい犬を見つけて渡すと言われた。別に3万円を払えばその犬にも同じ特約を付けることができると言われたが、その内容には納得できない。また、数日で死ぬような犬を売するような店とこれ以上関わりたくないで、あくまでも返金と治療費の支払いを求める。

(2) 事業者の主張

(申立人アの事案について)

パルボウイルスではないのではないか。

保険に入らないのが悪い。

(申立人イの事案について)

販売日の健康管理日報に「食欲旺盛、いたって元気」とあり、当日から元気がなかったということはある得ない。

販売する際、えさを食べなかったときは速やかに動物病院に連れて行くか、当社店舗に連絡するように説明をしていたにもかかわらず、購入者から店舗に連絡が来たのは購入2日後であり、それまで放置していたために衰弱したものと思われる。

当社は年間600頭ものペットを販売しているが、ジアルジアでの死亡例はない。このことから、放置されて衰弱した上での死亡と考えられる。

当社店舗からジアルジア原虫に感染した証拠がない。

2 専門家からの意見聴取

平成24年1月17日（第2回あっせん調停部会）、専門家である獣医師からの意見聴取を実施した。

3 当事者からの事業聴取の概要

(1) 申立人の主張

申立人からの事業聴取は、平成24年1月17日（第2回あっせん調停部会）に実施した。

内容は、概ね、「1 当事者の主張 (1) 申立人の主張」のとおり。

(2) 事業者の主張

事業者取締役Aからの事業聴取は、平成24年2月13日（第3回あっせん調停部会）に実施した。

（アの事案について）

当社では、客に対してなるべく「保障特約」を付けるように言い、この特約を付けなければ返品、交換、返金、治療費等の損害賠償などは一切できない旨を説明し、その様子を録画している。申立人Aも納得して契約している。売買契約書は弁護士に依頼して作成してもらった。これまで10年間も店をやってきて、何回か訴訟になったこともあるが、いずれも勝ってきた。

ワクチンの接種については、間違いない。証明している獣医は、当社の専属の獣医である。

治療費が12万円というのは高すぎる。動物の治療には公定価格がなく、動物病院によって違う。ぼったくられたのではないかと思う。また、動物病院では、買ったばかりのペットが病気であれば、ペットショップに連絡するように言うはずである。当社では、そのような連絡があれば、その動物病院での治療はやめてもらって、当社専属の獣医に治療してもらうことにしている。その方がずっと安くできるからである。それで時間がかかったり快復が見込めない場合には、別のペットを渡したり、返金して引き取ったりしている。動物病院でパルボと診断された犬でも、当社が引き取って「ムシ」の薬を飲ませると快復したりする。パルボであればほとんど死ぬはずであるが、獣医の診断も色々である。人間のように精密な検査がされているわけではない。

買ったばかりのペットが病気になれば、飼い主は、まずペットショップに問い合わせるべきである。当社ではそのように説明している。急いで動物病院に連れて行ったとしても、いくらぐらいかかるのかを聞き、ペットショップに連絡するべきで

ある。それをしないで何日もたってから当社に連絡をされても、当社としては対応できない。

特に、申立人アの犬が快復したというのであれば、当社としては何もするつもりはない。ペットは生き物なので、当社では、100匹売ったうちの5匹は死んでしまう。そのことも客に説明し、だからこそなるべく「保障特約」を付けるように説明している。6万5,000円の犬を売って12万円の治療費を払わなければならないのだとしたら、ペットショップは経営していけない。申立人アが更に争うつもりであれば、裁判にして欲しい。

(イの事案について)

契約書に記載されているとおり、売り主は当社ではなく、当社の元従業員で代理店であった個人Bである。だから契約書の内容も違っている。

Bは既に廃業し、連絡が付かない。Bとは法人格も経営も別であるから、当社に責任はない。領収証に「A」の印があるのは、Bが店に備え付けてあった印を押したに過ぎない。

しかし、当社がBに当社の屋号を使わせており、申立人イが契約書第9条に規定されている「保障特約」を付けていたことから、当社としては百歩譲って、同等の犬の交付に応じる。

4 審議・あっせんの経過

(1) あっせん方針の決定

委員による協議の結果、次のとおりあっせん方針を決定した。

契約書の内容は、明らかに無効というものではない。また、事業者が一方的に悪質であるというわけではないから、委員会からあっせん案を提示することはできない。したがって、申立人アについては、打ち切らざるを得ない。申立人イについては、事務局から事業者の提案を伝え、意向を確認する。合意ができなければ、打ち切らざるを得ない。

(2) 両当事者の意向確認

申立人イに対し、事業者からの提案を伝えたが、受け入れられなかった。また、事業者からは、この提案以上の譲歩をする意向はないとの明確な意思表示があったため、あっせんは打ち切らざるを得ないこととなった。

第3 紛争に関する考察

今回のケースは、あっせん不調という残念な結果に終わったが、最近ペット販売が増えるに伴い、全国的にトラブルも増えているようである。まだ満足な法整備ができていない現状であるので、当委員会としては、徒にトラブルにならないよう、消費者保護の観点から、トラブル処理、ペット販売の適正化のための問題提起をしたいと考える。

なお、本件では犬の売買であるが、以下では主に犬と猫を念頭に置いて、ペット販売として考察する。

1 本件契約における問題点

(1) 本件の契約書（以下「本契約書」という。）の問題点

本契約書の第5条には、「第1条の特記事項以外の瑕疵が、当該ペットを乙（買主・消費者）に引き渡し後に出現した場合には、甲（売主・事業者）は瑕疵担保の責を負わない。」との定めがある。第1条の特記事項とは、ペット種類、色・性別、生年月日及び血统書の有無の4項目である。同第6条には、「乙が当該ペットを受け取った後は、理由の如何を問わず当該ペットの返品、交換、売買代金の返還、当該ペットにより生じた獣医院に置ける治療費等の損害賠償など甲に経済的負担を強いることは一切できない。但し、第9条の保障契約を締結した乙は、第9条Aに規定する保障を受けることができる。」とある。同第9条が、保障特約の定めであり、Aが保障特約を結んだ場合の定め、Bが保障特約を結ばない場合の定めである。本件では、2名の買主（以下「消費者」という。）から同一の事業者に対する苦情の申立てがあり、それぞれの契約書の規定が異なるので、以下では、iとiiに分けて考察することにする。

(a) 保障特約を結んだ場合

i) 引渡し後3ヶ月以内に、伝染病で死亡した場合は、同等のペットと交換する。引渡し後1年以内に、伝染病で入院した場合は、医療費を上限2万円まで売主（以下「事業者」という。）が支払う。

申立人イの契約では、消費者は販売代金47,880円のところを、保障料として3万円支払った。

ii) 引渡し後1年以内に、伝染病で死亡した場合は、同等のペットと交換する。伝染病で入院した場合も、同等のペットと交換する。

申立人アの契約では、販売代金65,000円であったが、保障特約を結んでいない。もし保障特約を結ぶ場合は、保障料3万円で、死亡の場合に交換すると説明された。なお、死亡も入院も引渡し後1年以内の保障なので、死亡についてのみ「引渡し後1年以内」と契約書に明記している趣旨が不明である。

(b) 保障特約を結ばない場合 もし保障特約を結ばないと、例えばペットが病気で死亡したり、治療のために通院・入院したりしても、契約上事業者には一切責任がないとされる。

当委員会は、保障特約を結ばない場合に、事業者が一切の責任を免除される規定が不当であることはもちろん、保障特約を結んだ場合であっても、同様に不当であると考えている。

(2) 売買の目的物であるペットの特殊性と事業者の責任

①法律上、ペットは生き物であるとしても、物として取り扱われる。本件のように、買った直後にペットが病気で体調を崩したり、死亡したりする場合は、その原因が販売時点で存在すれば、瑕疵ある物の売買となる。もし、工業製品や農畜産物であれば、それが販売される時点においては、品質が一定レベル以上に相当程度均一化されているので、販売される商品の品質に関する瑕疵の発生率は低いと言われている。しかし、生き物であるペットの場合は、事情がかなり異なる。

大草潔・社団法人仙台市獣医師会会長の意見をお聞きした際に、自然界では、複数生まれてくる動物の子が、全部同じように育って大人になれることは期待できない。通常、そのうちの一部しか生き残れないという趣旨のご説明があった。だから多産なのであって、このようなことは恐らく周知の事実であろう。ところが、ペット販売の場合は、強い者だけを売るのでなく、生まれてくる子を全部売る。一部しか生き残れない原因は病気だけではないが、生まれてくる子を全部売るとなれば、販売されているペットが、元々何らかの病気を抱えていたり、虚弱体質であったり、すなわち隠れた瑕疵があるケースは、当然少なくない。つまり、ペットの健康状態という品質には、そもそも相当のばらつきがあり、死亡したり病気がちだったり、ちゃんと育たなかったりというような結果となる瑕疵の発生率も、高くなるということである。そうであるとすれば、ペットの販売は、瑕疵が相当程度あり得ることを前提とする売買だと解すべきである。したがって、ペット販売における事業者の責任を考えるに当たっては、隠れた瑕疵の発生率が高いことを念頭に置かなければならない。

②消費者は、ペットを買ったその時から、将来にわたって可愛がることができると思っており、ペットを瑕疵がなく完全なものと期待している。ペットとしてかわいがることを目的として買う消費者としては、このような期待をすることは当然であるから、保障特約を結ぶ必要性も感じないとしても不思議はない。

ところが、ペットが販売時点でそもそも隠れた瑕疵を持っていることが多いとすれば、この期待が裏切られる可能性が低くないことは明らかである。この隠れた瑕疵については、消費者は全く関知しないことであり、回避手段もない。瑕疵に気づかないことについて、消費者には過失は考えにくい。

したがって、その瑕疵によって生じた損害に関するリスクは、当然事業者が負担すべきであり、瑕疵担保責任の免責を安易に認めるべきではない。

(3) 本契約書における瑕疵担保責任免責条項の効力について

①(2)に見たように、ペットの隠れた瑕疵の発生率が高いとすれば、動物取扱業者である

事業者が、ペットがそのような目的物であることを知らないはずがない。本件の事業者も、販売した100匹のうち5匹は死亡すると話していたので、これが正確な数字だとすれば、死亡する確率は5%もの高い確率であることを認識していたということである。これに対して、消費者は瑕疵を知るはずもなく、知らないことに過失も考えにくいし、回避手段もない。したがって、事業者が瑕疵によるリスクを負担すべきことは当然である。

(a)保障特約を結ばない場合 保障特約を結ばない場合に、事業者は瑕疵担保責任を免責されると定める(1)に見た各条項は、瑕疵を知り得べき事業者が、なす術のない消費者に対して、何も知らないのを良いことに、一方的に不利益を負わせるものであるから、公序良俗に反するものであり、民法第90条により無効と解すべきである。また、民法第1条第2項の信義誠実の原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法第10条によっても、無効と解すべきである。したがって、民法第570条において準用する同法第566条第1項より、消費者は瑕疵によって発生した損害の賠償（治療代、入院費等）を請求することができ、死亡や重病など契約の目的を達成できない場合は、契約を解除することもできると解すべきである。解除の場合は、支払った代金を不当利得として、返還請求することができる。なお、別の同等のペットとの交換は、売主の瑕疵担保責任に関する理論上争いがあるが、本件のように、事業者が交換に応じるといふのであれば、これを否定する理由はない。

(b)保障特約を結んだ場合 (1)の各条項は、保障料を支払うことによって、事業者が一定限度の入院費用負担や同等のペットとの交換に応じるとする。しかし、これらの条項もまた問題である。本件では、事情聴取をした際に、事業者は、ペットが死亡したりすることがあるので、できるだけ保障特約を付けることを勧めていること、特約を結んでいなければ、一切責任を負わない旨を契約時に説明していること、消費者はこれらを納得して契約していることを主張していた。ペット販売の特殊性から、ペットの瑕疵から生じるリスクについては、事業者が負担すべきだと始めに述べた。ところが、消費者が保障料を支払って保障を受けることは、消費者がリスクを負担することであり、特約という名の下に、本来事業者が負担すべきリスクを消費者に転嫁するものであって、到底認めることができない。確かに、形の上では契約時に消費者が納得して保障特約を結んだように見えるかもしれない。しかし、それは(2)①で述べたような、ペットには隠れた瑕疵の発生率が高いという重要な事実を知らないから契約したのであり、もしそれを知っていたならば、保障特約を結んだとは考えにくいし、場合によっては売買契約も結ばなかった可能性もある。したがって、これは明らかに消費者の不知に乗じた特約であり、民法第90条により、(1)の各条項は公序良俗に反して無効であるとも考えられる。また、消費者契約法第10条によっても、無効であるとも考えられる。無効であるとするれば、(1)で述べたのと同様の権利が消費者に認められる。

②瑕疵担保責任以外の救済 瑕疵担保責任の他に民法上の錯誤の規定も適用されると考えた場合には当然要素の錯誤にもなり得るので、その場合は民法第95条によって、売

買契約は無効となるが、売買契約を無効としても、瑕疵によって生じた損害賠償を請求できないため、消費者の保護という観点からは、不十分な救済にしかならない。極端な場合は事業者の詐欺による取消し（民法第 96 条）もあり得るが、その場合は不法行為による損害賠償を請求することができる。

事業者がペットの瑕疵について知り得べき立場にいとすれば、ペットの瑕疵に気づかなかったことは過失であり、契約締結上の過失又は不法行為として、消費者は事業者に対して、瑕疵によって生じた損害の賠償請求をすることができるかと解すべき場合もあろう。

③本件の事業者は、販売価格の倍近い治療費を支払ったら商売にならないと主張していた。この事業者の販売価格は、確かに相場よりもかなり安いようである。しかし、だからと言って、これは免責する理由にはならない。販売価格をいくらにするかは事業者の自由であり、消費者のあずかり知らないことであるからである。端的に言えば、もっと価格を上げたり、保険を利用すれば対処できると思われる。

2 一般社団法人全国ペット協会のペット販売契約書（犬猫用）における担保責任について

(1)消費者の通知義務と事業者の瑕疵担保責任の免責

ペット協会のペット販売契約書（以下「ペット協会契約書」という。）第 5 条には、体調の急変に気づいた場合には、買主（以下「消費者」という。）は「速やかに売主に連絡し、その指示に従うこと」とある。第 6 条第 3 項第 3 号は、適時に適切な治療を受けなかった場合「または、問題が起こった場合速やかに売主に相談しその指示に従わなかった場合」には、売主（以下「事業者」という。）は免責されると定める。[買主から売主に連絡→売主の指示→獣医師による治療→契約日より 6 ヶ月以内で隠れた瑕疵が原因→契約の解除またはペットの販売額を上限とする治療費の支払いを請求]という手続になる。

本件のように、事業者に連絡せずに獣医師の治療を受けた場合、第 5 条を消費者の通知義務と解すれば、これに違反したとして、第 6 条第 3 項第 3 号の文言中に「または」とあったとしても、通知義務違反を理由に、事業者が免責される可能性が高い。可愛がっているペットの体調がおかしくなれば、慌てふためいてパニック状態になり、通知を怠ることは十分に考えられるし、何はともあれ自分が信頼している獣医師に診てもらおうと考えることも、深夜早朝で事業者に連絡できないこともあり得る。上のように通知を重要視するのであれば、通知義務があることを消費者に知らせる・分からせる、または、具体的な通知の方法について、どのようにすべきかを議論する必要がある。

本契約書には、事業者に連絡して指示を受ける旨の定めはない。本件の事業者は、何かあったら連絡するよう、契約時に消費者に説明していたし、連絡するのが常識だと主張していた。ただ連絡するのは、自分が雇っている獣医師の診察を受けてほしいことと、治療や入院するにしても指定の獣医師でないと、不要な検査や治療をされて、治療費が高額に

なりかねないこと、もし治療費が高くなりそうなときは、別のペットと交換するなどして対処できること等の理由からであった。確かに一理あるが、事業者と指定獣医師との馴れ合いや癒着の恐れは否定できない。また、消費者は通常法律の素人であり、契約書が素人にとって分かりにくいので、たとえ販売時点で口頭によって説明を受けていたとしても、それを全部覚えていることは期待できない。当面は、通知義務とそれに伴う瑕疵担保責任については、単に口頭による説明だけでは不十分で、緊急の場合の連絡先や対処法、夜間の連絡先、指定の獣医師の連絡先、指定外の獣医師の場合は、転院させる可能性が高いとか、事業者の支払う治療費はXX円が上限であること等について、印刷した文書を交付する必要がある。

付言すれば、ペット販売の場合は、買主は自然人である個人消費者であろうから、商法第526条が定める、商行為における買主に課される通知義務と契約日から6ヶ月という担保期間を消費者にも当てはめるのは、酷であろうと思う。民法第570条において準用する同法第566条第3項により、ペットの引渡し時から1年の除斥期間とすべきである。この点、本契約書は引渡しから1年としており、期間についてはこの方が妥当である。

(2) 代わりのペットとの交換

ペット協会契約書第6条第2項は、隠れた瑕疵ではないことが原因で、契約日より1か月以内にペットが病死した場合は、1回限りで、消費者はペットの販売額と同額までの代わりのペットの交付を無料で請求できると定める。しかし、消費者に帰責事由があればもちろん（第6条第3項第2号・第3号、第9条第1項・第3項）、不可抗力であっても（第6条第3項第1号、第9条第1項・第2項）、事業者が免責されることから判断すると、これに該当する場合として一体どのような場合を想定しているのか判然としない。はっきりしていることは、代わりのペットとの交換は例外中の例外だということである。

上記の(1)で見た瑕疵担保責任においても、契約の解除または販売額を上限とする治療費のみ認め、代わりのペットとの交換は認めていない。交換によって、結果的に特定の人に2匹売ることになるよりは、1匹ずつ2人に売りたい、すなわちより多くの人に売りたいという趣旨であろうか。しかし、解除に伴って、事業者は販売代金を不当利得として返還する義務を負うのであるから、もし消費者がそう望むのであれば、価値的には同等のペットとの交換を認めない合理的理由は、ないのではなかろうか。

3 ペット販売の適正化に向けた他の提案

(1) 賠償額の定額化

ペット協会契約書では、損害賠償として、治療費を除外したり、支払うとしても販売価額を上限にしたりしている。本契約書も、保障特約を結んだときの交換のみで、治療費の請求は一切認めていない。代わりのペットとの交換もさることながら、消費者としては治

療費の請求は当然認めてほしいところであろう。動物の治療に関しては、人間とは異なっていて、明確な指針もないし、診療報酬のような医療費の基準もない。悪質な獣医師であれば、やりたい放題の可能性があるし、高度先進医療となると、かなりの高額にもなる。適正な治療費かどうかの判断が難しいのが現実である。しかし、昨今のペットブームとこれから益々増える高齢者の伴侶としてのペットという需要は増え続けるであろうから、これに伴ってペットのトラブルも増加することは十分考えられる。このような場合に備えて、専門家や事業者、消費者によって、早急に賠償額の定額化を検討する必要があるのではなかろうか。

(2) 裁判外紛争処理機関（ADR）の創設

全国ペット協会等が中心となって、裁判外紛争処理機関（ADR）を早急に創設する必要があると考える。同じADRであっても、ペットの事件は、当委員会としては荷が重過ぎる。本件の事業者は、裁判をしてほしいと盛んに強調していた。しかし、販売代金や治療費の額からすると、いくら少額訴訟制度があるとしても、なかなか裁判には踏み切れないことが普通であるし、勝つかどうかの判断も難しい。ADRであれば、消費者としては手続を利用しやすい。(3)で述べたように、今後トラブルが増える可能性があるので、混乱状態になる前に、それに備えてペット事件に関するADRの創設を検討すべきであろう。

おわりに

この事案は、申立人イの事案概要に怒鳴られたと記載されているように、事業者が申立人やあっせんに当たった宮城県消費生活センターの消費生活相談員に対して誠実に対応せず、当該相談員によるあっせんに全く応じようとしなかったことから長期化・困難化したものである。つまり、事業者が始めから誠実な説明を行っていたら、ここまでこじれることはなかったと考えられる。

今回、当委員会でのあっせんにより、両当事者が合意するに至らなかったことは残念ではあるが、事業者が行政のあっせんに多少なりとも応じようとする姿勢が見られるようになったことは前進ではあった。

紛争に関する考察の中でも述べたが、本件のようなペットの事件は、当委員会ではうまく対処することができない。したがって、消費者にとって満足な解決には至らなかった。今後同様の事件が増えるであろうことは予想できるので、監督官庁がはっきりしないが、ペット販売契約の適正化に向けて、標準約款、付随する手続等について、速やかに議論を始める必要があると考える。本報告書の問題提起と提案が、その際に議論の一助となれば幸いである。

ペット売買契約書

売り主ペットハウス鈴花(以下「甲」とする)と買い主(以下「乙」とする)とは、ペットの売買につき以下のとおり契約する。

第1条(対象ペット) 甲は乙に対し以下のペットを売り渡すことを約し、乙はこれを買受ける。

記

ペット種類:

色・性別:

生年月日: 年 月 日(生後約 日)

血統書の有無

第2条(代金) - (a)か(b)のいずれかを○で囲んで選択する。

売買代金は総額 16000 円(消費税込)とし、支払いは(a)現金一括払い、又は(b)クレジットによる支払いとする。

第3条(引渡時期) 当該ペットの引き渡しは、甲乙間で協議した方法、場所、時間において行う。所有権は、引き渡し時に乙に移転する。

第4条(病気予防措置) 甲は、当該ペットについて引き渡し時まで、必要な薬等の病気予防措置をとり、ペットを引き渡す。

第5条(瑕疵担保の免除) 第1条の特記事項以外の瑕疵が、当該ペットを乙に引き渡し後に出現した場合には、甲は瑕疵担保の責を負わない。

第6条(返品不可能)

乙が当該ペットを受け取った後は、理由の如何を問わず当該ペットの返品、交換、売買代金の返還、当該ペットにより生じた獣医院に置ける治療費等の損害賠償など甲に経済的負担を強いることは一切できない。但し、第9条の保障特約を締結した乙は、第9条Aに規定する保障を受けることができる。

第7条(協議) 本件売買契約について甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ誠実な話し合いによって、その解決を行う。

第8条(禁止行為)

乙が甲について虚偽の事実を述べたり、又は甲の営業・名誉を毀損する風説を第三者に伝達する等の方法により甲の営業名誉を侵害した場合は、それにより生じた損害を乙は甲に賠償しなければならない。

第9条(保障特約) -AかBのいずれかを○で囲んで選択する。 A 乙は甲に対し、下記(1)及び(2)に規定する保障特約の申込みを行う。

- (1) 乙は甲に対しペット保障料として金 円を支払い、当該ペット引き渡し後1年以内に(本契約では、平成 年 月 日までとなる) 下記「症状」が当該ペットに発生した場合は、その症状が発生してから一週間以内に獣医師の診断書を添えて甲に対し保障の申請をすることにより、死亡した場合は(ア)(イ)の保障を受けることができる。

記

(ア)「症状」として、引き渡し後1年以内に獣医師の診断で当該ペットが伝染病と判明し、かつ死亡した場合は、同等のペットと交換する「保障」。

(イ)「症状」として、当該ペットが獣医師の判断で伝染病と判明し、かつ入院することとなった場合は同等のペットと交換する「保障」。

(ウ) 但し、当該ペットの通院に要する費用及び当該ペットの火葬費用並びに買い主の慰謝料は「保障」の対象外とする。

(2) (1)の「保障」は下記の事由に該当する場合は受けることができない。

(ア) 当該ペットが乙に引き渡しされた後に、乙が伝染病の予防接種を受けさせなかったために当該ペットが入院又は死亡した場合。

(イ) 当該ペットが買い主又はその他第三者からの故意又は過失による行為によって入院又は死亡した場合。

(ウ) 当該ペットに病気又は身体上の故障が発生したにもかかわらず適切な獣医師の治療を受けさせなかったために当該ペットが入院又は死亡した場合

(エ) 天災、事故等の不可抗力により当該ペットが入院又は死亡した場合。

(オ) 当該ペットがその居所又は買い主の自宅から逃走し、当該ペットが行方不明になった場合。

(カ) 当該ペットが盗難により行方不明になった場合。

(キ) (ア)ないし(カ)に準ずる場合。

(ク) (1)の「保障」の申請について虚偽の申し出があった場合。

B 乙は甲に対し、Aに規定する保障特約の申込みをしない。

以上、契約書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

売り主(甲)

買い主(乙)

(資料) 申立人イ

ペット売買契約書

譲り主ペットハウス鈴花(以下「甲」とする)と買い主(以下「乙」とする)とは、ペットの売買につき以下のとおり契約する。

第1条(対象ペット) 甲は乙に対し以下のペットを売り渡すことを約し、乙はこれを買受ける。

記

ペット種類:

色・性別:

生年月日: 年 月 日(生後約 日)

血統書の有無

第2条(代金) (a)か(b)のいずれかを○で囲んで選択する。

売買代金は総額 47880 円(消費税込)とし、支払いは(a)現金一括払い、又は(b)クレジットによる支払いとする。

第3条(引渡時期) 当該ペットの引き渡しは、甲乙間で協議した方法、場所、時間において行う。所有権は、引き渡し時に乙に移転する。

第4条(病気予防措置) 甲は、当該ペットについて引き渡し時までに、必要な薬等の病気予防措置をとり、ペットを引き渡す。

第5条(瑕疵担保の免除) 第1条の特記事項以外の瑕疵が、当該ペットを乙に引き渡し後に出現した場合には、甲は瑕疵担保の責を負わない。

第6条(返品不可能)

乙が当該ペットを受け取った後は、理由の如何を問わず当該ペットの返品、交換、売買代金の返還、当該ペットにより生じた獣医院に置ける治療費等の損害の○など甲に経済的負担を強いることは一切できない。但し、第9条の保障特約を締結した乙は、第9条Aに規定する保障を受けることができる。

第7条(協議) 本件売買契約について甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ誠実な話し合いによって、その解決を行う。

第8条(禁止行為)

乙が甲について虚偽の事実を述べたり、又は甲の営業・名誉を毀損する風説を第三者に伝達する等の方法により甲の営業名誉を侵害した場合は、それにより生じた損害を乙は甲に賠償しなければならない。

第9条(保障特約) AかBのいずれかを○で囲んで選択する。 A 乙は甲に対し、下記(1)及び(2)に規定する保障特約の申込みを行う。

(1) 乙は甲に対しペット保障料として金 30000 円を支払い、当該ペット引き渡し後3ヶ月以内に(本契約では、平成 年 月 日までとなる) 下記「症状」が当該ペットに発生した場合は、その症状が発生してから一週間以内に獣医師の診断書を添えて甲に対し保障の申請をすることにより、死亡した場合は下記(ア)の、死亡以外の場合は下記(イ)の、いずれかの保障を甲から受けることができる。

記

(ア) 「症状」として、引き渡し後3ヶ月以内に獣医師の診断で当該ペットが伝染病と判明し、かつ死亡した場合は、同等のペットと交換する「保障」。

(イ) 「症状」として、当該ペットが獣医師の判断で伝染病と判明し、かつ入院することとなった場合は、医療費を上限2万円まで甲が支払う「保障」。

(ウ) 但し、当該ペットの通院に要する費用及び当該ペットの火葬費用並びに買い主の慰謝料は「保障」の対象外とする。

(2) (1)の「保障」は下記の事由に該当する場合は受けることができない。

(ア) 当該ペットが乙に引き渡された後に、乙が伝染病の予防接種を受けさせなかったために当該ペットが入院又は死亡した場合。

(イ) 当該ペットが買い主又はその他第三者からの故意又は過失による行為によって入院又は死亡した場合。

(ウ) 当該ペットに病気又は身体上の故障が発生したにもかかわらず適切な獣医師の治療を受けさせなかったために当該ペットが入院又は死亡した場合

(エ) 天災、事故等の不可抗力により当該ペットが入院又は死亡した場合。

(オ) 当該ペットがその居所又は買い主の自宅から逃走し、当該ペットが行方不明になった場合。

(カ) 当該ペットが盗難により行方不明になった場合。

(キ) (ア)ないし(カ)に準ずる場合。

(ク) (1)の「保障」の申請について虚偽の申し出があった場合。

B 乙は甲に対し、Aに規定する保障特約の申込みをしない。

以上、契約書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

売り主(甲)

買い主(乙)

ペット販売契約書 (犬猫用)

この度、犬猫の販売にあたり、売主と買主は次の通り合意し、これを証するため、本書を2通作成して両当事者で1通ずつ保有することとします。

これに先立ち、売主は買主に対し、別紙説明書等により犬猫の飼養方法について説明したことを確認します。買主は、犬猫が命ある生き物であることを十分に自覚し、愛情を持って終生飼育し、適切な飼育、予防注射など健康管理を行い、飼主としての社会的責任を自覚します。

契約日	年 月 日		
売主	社名(店名)・代表者名・住所・電話番号		動物取扱業者登録番号
			担当者名
買主	フリガナ		電話
	氏名		携帯
	住所	〒	F A X
			E-mail

第1条 (販売ペット)

売主は下記の通り、ペットを売り渡すこととし、買主はこれを買受けることとします。

記

種類・品種 : _____
 性別 : _____ オス / メス
 生年月日 : _____
 引渡日 : _____
 血統書 : _____ 有 / 無 (送付予定時期)

※血統書のお届けは手続きの都合上3~6ヶ月かかる場合もあります。
 ※血統書の名義変更手続きは別途買主が行ない、変更料も買主負担となります。

備考 : _____

第2条 (販売代金)

_____ 円

第3条 (支払い方法)

現金 / クレジットカード (一括・分割 [回払い]) / その他 (_____)

第4条 (返品・交換)

ペットは生き物ですので、現状で販売し、買主の都合による返品・交換はできません。

★裏面第10条 (特記事項) がある場合

・陰串丸のおそれ (あり / なし / 不明)

(本契約書の無断複製・転載を禁止します。)

第5条 (買主の責任)

買主は、販売直後の子犬子猫が環境の変化などにより体調に急変を起こしやすいことを自覚し、ペットの様子がおかしいと気づいた場合、またはペットの飼育上不明な点がある場合は、速やかに売主に連絡し、その指示に従うこととします。

第6条 (売主の責任)

次の場合に売主は責任を負います。

(1) (売主の責任)

買主は、売主に対し、契約日より6ヶ月以内に、ペットが販売時にはわからなかった疾患等があり、それが原因で、

① 死亡またはそれに準ずるような飼育継続に重大な支障をきたす場合は、契約の解除、または、解除に代えて第2条のペットの販売額を上限とした治療費（ただし治療費以外の交通費、時間外料金などの費用は除く）の請求を

② ①の程度に達しない場合で治療を要した場合は、第2条のペットの販売額を上限とした治療費（ただし治療費以外の交通費、時間外料金などの費用は除く）の請求をすることができます。

ただし、いずれの場合も、買主は、売主に対し、④本契約書、⑤治療を行った獣医師作成の診断書及び治療費明細がわかる領収証、⑥その他売主が特に必要と指定したもの（ワクチン接種証明書等）を提出しなければなりません。

また、契約日より6ヶ月を超えたことがやむを得ないと考えられる場合は、生後1年以内であることを条件とし、買主は、上記同様の責任を売主に請求することができます。

(2) (無料生命保証)

上記(1) (売主の責任) 以外の理由で、契約日より1ヶ月以内にペットが病死した場合、買主は、売主に対し、一回に限り、第2条のペットの販売額と同額までの代ペットの交付を請求することができます。ただし、治療費等金銭の請求はできません。

この場合、買主は、売主に対し、上記(1)記載の④～⑥の必要書類を提出しなければなりません。また、代ペットの代金額が第2条のペットの販売額より安い場合でも、売主は、その差額は交付しません。

(3) (免責事項)

次のような場合、売主は上記(1)(2)の責任を負いません。

① アレルギーなど、治療が必要かどうか成長過程で判断する病気・症状の場合。

② ペットの引渡し後、買主及び飼育者（以下「飼育者等」と言う）が、ペットを適切な方法で飼育しないなど、飼育者等の飼育・管理方法に問題があった場合。

③ 飼育者等が、適切な時期に獣医師の治療を受けることを怠り、または、問題が起こった場合速やかに売主に相談しその指示に従わなかった場合。

第7条 (特殊な症例の保障)

(1) 股関節形成不全 (犬)

生後1年以内に股関節形成不全が発生し、獣医師により手術が必要と判断された場合は、買主は、以下①、②のいずれかの請求をすることができます。

① 獣医師での検査費用、及び販売代金額の2割の見舞金（ただし治療費用は保障しません）

② 同程度の犬との交換

(2) F・I・P (猫伝染性腹膜炎)

生後1年以内にF・I・Pが発病し、獣医師により継続的な治療が必要と判断された場合は、買主は、以下①、②のいずれかの請求をすることができます。

① 獣医師での検査費用、及び販売代金額の2割の見舞金（ただし治療費用は保障しません）

② 同程度の猫との交換

(3) 膝蓋骨脱臼 (パテラ)、及び臍・そけいヘルニア (ただし第10条の特記事項に記載されている場合は保障しません)

生後1年以内に膝蓋骨脱臼 (パテラ) が、或いは、臍・そけいヘルニアが発病し、獣医師により治療が必要であると判断された場合は、買主は、以下の請求をすることができます。

(本契約書の無断複製・転載を禁止します。)

・生後1年以内の治療に限り、獣医師での検査・治療費用。

ただし、いずれの場合も、買主は、売主に対し、①本契約書、②治療を行った獣医師作成の診断書及び治療費明細がわかる領収証、③その他売主が特に必要と指定したもの（ワクチン接種証明書等）を提出しなければなりません。また第7条の症例については検査費用、治療費用等を含め保障金額は第2条のペットの販売額を上限とします。

第8条（契約日と引渡日が異なる場合（お取り置きケース）の売主の責任）

- (1) 本契約締結からペットの引渡日までに間がある場合、契約締結後引渡日までの間にペットが死亡した場合は、買主は、①契約を解除して既に支払った代金（内金含む）がある場合は代金の返還を受け、または②（代金を払っていない場合は払って）同等のペットの引渡しを求めることができます。
- (2) 上記(1)においてペットが死亡に至らず、何らかの身体的異常が認められた場合は、当該ペットを引き渡さないこととします。この場合、買主は、①契約を解除して既に支払った代金（内金含む）がある場合は代金の返還を受け、または②（代金を払っていない場合は払って）同等の他のペットの引渡しを求めることができます。

第9条（注意事項）

次のような場合、売主は責任を負いません。

- (1) 引渡し後、ペットが逃げたり行方不明になった場合。
- (2) 売主の責めに帰しえない原因による病気、事故があった場合。
- (3) その他本契約の一つに買主が違反した場合。
- (4) 本契約書で特記事項として買主が了承した事項について。

第10条（特記事項）（第9条(4)の事項）

★表面記載参照

第11条（信義誠実義務）

この契約書に記載されていない問題が発生した場合には、売主と買主で誠実に協議によって処理することとします。

(資料)

宮城県消費者被害救済委員会の処理経過

年 月 日	事 項	内 容 等
平成23年 3月10日	あっせん調停申請が提出	・ 申立人ア
11月30日	あっせん調停申請が提出	・ 申立人イ
12月 9日	消費者被害救済委員会の開催 消費者被害救済委員会に付託	・ 紛争処理を知事から付託 ・ 部会設置
	第1回あっせん調停部会の開催	・ 付託事案の検討 ・ 審議の進め方の検討
平成24年 1月17日	第2回あっせん調停部会の開催	・ 専門家からの意見聴取 ・ 申立人からの事情聴取
2月13日	第3回あっせん調停部会の開催	・ 事業者からの事情聴取
3月16日	あっせん調停を打ち切る旨の通知	
6月27日	報告書に関して委員より意見聴取	・ 報告書の検討
7月26日	委員長から知事へ報告書を提出	

(資料)

宮城県消費者被害救済委員会委員名簿

平成24年4月1日現在

区分	氏名	職業等	備考
学識 経験者 委員	手塚 宣夫	東海大学教授	・委員長 ・本件あつせん調停部会長
	鈴木 覚	弁護士	・副委員長 ・本件あつせん調停副部会長
	北見 淑之	弁護士	
消費者 代表 委員	鳥崎 和子	宮城県消費者協会理事	・本件あつせん調停部会委員
	高橋 勝美	特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット事務局長・理事	
代表 委員 事業者	飯村 尚登	宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議幹事長	・本件あつせん調停部会委員

(資料)

消費生活条例（抜粋）

昭和51年3月27日

宮城県条例第14号

(消費者苦情の処理)

第21条 知事は、消費者から商品等に関する苦情（以下「消費者苦情」という。）の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情が適切かつ迅速に処理されるよう助言、あつせんその他必要な措置をとるものとする。

2 知事は、前項の措置をとるために必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料を提出させ、又はその説明若しくは意見を聴くことができる。

(消費者被害救済委員会のおつせん等)

第22条 知事は、前条第1項の規定により申出のあつた消費者苦情のうち解決が著しく困難であると認めるものについては、宮城県消費者被害救済委員会のおつせん又は調停に付すことができる。

2 宮城県消費者被害救済委員会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者又は関係者に対し、必要な資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

3 知事は、当事者に対し、調停案の受諾を勧告することができる。

第七章 消費者被害救済委員会

(設置)

第37条 知事の諮問等に応じ、消費者苦情のおつせん又は調停を行わせ、又は訴訟費用の援助に関する事項その他消費者苦情の解決に関し必要な事項を調査審議させるため、宮城県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第38条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第39条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第40条 第32条及び第34条から第36条までの規定は、委員会について準用する。
この場合において、「審議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、「この章」とあるのは「第32条、第34条から第36条まで及び次章」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第32条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第35条 審議会は、その定めるところにより、会長が指名する委員をもつて組織する部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。